

第119回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日 時 令和5年11月28日（火）午前9時30分～正午

2 場 所 市役所本庁舎 地下1階第10共通会議室

3 出席者

(1) 大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

曾我部会長（ウェブ会議の方法で出席）、島村委員（ウェブ会議の方法で出席）、岡田委員、中井（伊）委員（ウェブ会議の方法で出席）、中井（洋）委員

(2) 大阪市職員

忍市民局ダイバーシティ推進室長、宮之前市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長、西澤市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長代理、斎藤市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長（ウェブ会議の方法で出席）

4 議 題

(1) 第118回会議要旨の確認

(2) 継続案件の調査審議

5 議 事

非公開で行った。

冒頭、会長において、映像と音声により委員本人の確認をするとともに、委員間で映像と音声は即時に伝わることを確認した。

事務局から、案件番号「平28-17」の拡散防止の措置及び公表内容に係る諮問については、第118回審査会の調査審議で会長に一任された答申内容の細部を検討・作成の上、令和5年11月1日付けで審査会から市長あて答申を行った旨の経過説明があった。

議題（1）第118回会議要旨の確認

○第118回の会議要旨を確定した。

議題（2）継続案件の調査審議

○継続案件のうち11件について、調査審議を行った。

○11件のうち9件については、次回以降引き続き審議することとした。

○案件番号「平29-職7」に係る各表現活動について、次のとおり、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するとともに、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチに該当するので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。

・本件各表現活動は、いずれも条例第5条第1項各号に該当する。

・本件各表現活動は、いずれも条例第2条第1項第1号ウに該当し、同項第2号アに該当するとともに、同項第3号に該当する。

○案件番号「令元-職11」に係る表現活動について、次のとおり、一部については、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するが、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチには該当せず、残りについては、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。

・本件表現活動のうち一部については、条例第5条第1項第1号に掲げる表現活動に該当する。

・当該部分について、条例第2条第1項に規定する表現活動には該当しない。

・残りについては、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当しない。

・よって、その余について判断するまでもなく、本件表現活動は、ヘイトスピーチに該当しない。

以上